

日本図書館協会図書紹介事業委員会規程

(設置・目的)

第1条 公益社団法人日本図書館協会定款（以下「定款」という。）第51条第1項に基づき、日本図書館協会図書紹介事業委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、公益社団法人日本図書館協会委員会通則規程（以下「委員会通則」という。）第3条により定める。

(任務等)

第2条 委員会は、公立図書館等における選書等の参考となる図書の紹介（以下「本事業」という。）を行うため、次の事項を任務とする。

- (1) 公立図書館等における選書等の参考に資する図書の書評による紹介
- (2) 選書ツールとしてふさわしい書評の質の確保
- (3) 本事業で紹介する図書の範囲の維持
- (4) その他本事業の遂行に必要な調査・調整・連絡

2 委員会は、前項に係る任務を遂行するため、次の事務を行う。

- (1) 本事業に係る書評原稿の執筆要領の策定
- (2) 書評原稿の執筆者選定ならびに執筆原稿の確認
- (3) その他、本事業の事務の実施に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、11名以内の委員をもって構成する。

2 委員長及び委員の任命及び解職は、理事会の議決を経て理事長が行う。

3 理事長は委員の互選によって選出された者を委員長候補者として理事会に提案することができる。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名した委員がその任にあたる。

(委員の任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、定款第34条第1項に定める理事の任期と同一とする。

2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。委員は、電子的な通信手段によって委員会に出席することができる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会に出席できない委員は、他の委員又は委員長に、予め通知された議事について

その議決権を委任することができることとし、この場合、その委員は出席したものとみなす。

(理事会に対する報告)

第6条 委員長は、委員会の活動を理事会に対して、委員会通則第10条第1項に基づき、毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時代議員総会の1か月前までに、文書で報告しなければならない。また、委員長は、同条第2項に基づき、理事長又は理事会の求めに応じて、委員会の活動を理事長又は理事会に報告しなければならない。

(委員会の経費)

第7条 委員会の経費は、本法人の予算の範囲内でまかなう。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

2 最初の委員の任期は、選任のときから当該選任日における本法人役員の任期の終了の日までとする。

3 本規程の施行日をもって、「日本図書館協会図書紹介事業の試行に関する実施要綱」を廃止する。

4 「司書会員による図書紹介事業試行ワーキンググループ」において実施された図書紹介事業については、本委員会が継承する。

附則

この規程は、平成30年12月21日から施行する。